

住みやすく楽しい地域づくり支援金、助成金、奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、秋穂地域内の地区、団体等が行う活動に係る経費の一部に対し、たのSEA秋穂づくり協議会（以下「協議会」という。）が地域活動支援助成金、助成金、奨励金（以下「助成金等」という。）を交付することにより、住みやすく楽しい地域づくりに資することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 助成金等の交付対象者は、秋穂地域の各地区又は協議会の構成員で組織する団体若しくは個人とする。

(交付対象活動及び交付種別)

第3条 助成金等の交付対象は、次の各号に定める活動等とする。

- (1) 協議会の「秋穂地域づくり計画」による又はその趣旨に合致する活動で、多くの地域住民の利益に供するものであり、かつ原則として交付申請しようとする地区、団体等が自ら実施する活動
- (2) 山口市民体育大会への出場地区
- (3) 中国大会以上の大会へ出場した団体又は個人種目出場者

(交付方法)

第4条 助成金等の交付方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 前条第1号の助成金等は地域活動支援助成金とし、別記1に定めるとおりとする。
- (2) 前条第2号の助成金等は助成金とし、別記2に定めるとおりとする。
- (3) 前条第3号の助成金等は奨励金とし、別記3に定めるとおりとする。

(活動等の中止)

第5条 助成金等の交付を申請した者が活動等を中止又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）届を協議会会長に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第6条 協議会会長は、この要綱による助成金等の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、支援金等の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 助成金等の交付に関して付した条件に違反したとき
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により助成金等の交付決定を受けたとき
- (3) 活動等の中止又は廃止の届出があったとき
- (4) その他、協議会会長が不適正と認めたとき

2 協議会会長は、助成金等の交付決定を取り消した場合、既に助成金等が交付されているときは、その一部又は全部を返還させるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年1月22日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行期日までに「支援金、助成金および奨励金等の補助金交付要綱」の規定によりされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりされたものとみなす。

別記1

協議会の「秋穂地域づくり計画」に基づく又はその趣旨に合致する活動で、多くの地域住民の利益に供するものであり、かつ原則として交付申請しようとする地区、団体等が自ら実施する活動に対する地域活動支援助成金の交付方法

(支援対象活動)

第1条 地域活動支援助成金は、新規に申請される活動に交付するものとし、既存の活動であっても、新たな企画の付加等により活動の拡充又は改善を期待できるもの、若しくは活動への支援継続が特に重要であると協議会会長が認める活動に交付できるものとする。

第2条 地域活動支援助成金の交付は、申請年度中に完了することができる活動を原則とする。

(交付申請)

第3条 地域活動支援助成金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、次の書類を協議会会長に提出しなければならない。

- (1) 地域活動支援助成金交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 団体の規約等、団体の活動状況がわかる書類
- (5) その他協議会会長が必要と認める書類

(交付申請内容の審査)

第4条 協議会会長は、前条の規定による交付申請があった場合において、協議会役員会に諮り、次に規定する要件によりその内容を審査するものとする。

- (1) 「秋穂地域づくり計画」による活動で、多くの地域住民の利益に供するものであり、地域活動支援助成金の交付効果が期待できること。
- (2) 団体の運営補助ではなく、課題解決のための事業活動費に充てるものであること。

(3) 山口市等からの補助金制度適用後の交付申請者の受益者負担分に対して協議会が上乘せ補助することになる場合、山口市等の二重補助禁止事項に抵触しないことを確認できること。

(4) 支援継続活動について、受益者負担の在り方に留意するとともに、一定程度の目的を達成したと認められる場合は、支援の終期を設定及び地域活動支援助成金額を縮減する。

(交付決定)

第5条 協議会会長は、前条の審査により支援金を交付することが適当であると認められたときは、地域活動支援助成金交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。

2 支援金の交付は、予算の範囲内とする。

(地域活動支援助成金の請求)

第6条 交付決定通知書を受けた交付申請者（以下「交付決定者」という。）は、協議会会長に交付請求書を提出するものとする。

(実績報告)

第7条 交付決定者は、活動完了から20日以内、又は支援金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに次の書類を実績報告として協議会会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他、会長が必要とする書類

別記2

山口市民体育大会への出場地区に対する助成金の交付方法

(助成対象種目)

第1条 助成金の交付対象種目は、百足競争（男女）、迷走リレー、玉入れ、2人3脚リレー、地区別リレーとする。

(助成金額)

第2条 助成金額は、1地区1万円とする。

2 助成は地区単位での交付とし、1つの地区が複数の種目に出場する場合においても1地区としてカウントする。

(交付決定)

第3条 協議会会長は、助成対象種目への出場を秋穂地域交流センターに確認の上、出場地区に対して助成金の交付を決定する。

(助成金の請求)

第4条 出場地区は、協議会会長に交付請求書を提出するものとする。

(実績報告)

第5条 協議会会長は、出場地区が確認できる写真、成績表等の情報提供を秋穂地域交流センターから受けるものとする。

別記3

中国大会以上の大会へ出場した団体又は個人種目出場者に対する奨励金の交付方法

(奨励金額)

第1条 奨励金は、団体の場合5万円を、個人の場合5千円を上限に年1回を限度とする。

(交付申請)

第2条 奨励金の交付を申請しようとする団体又は個人（以下「交付申請者」という。）は、大会等の開催年度内に次の書類を協議会会長に提出するものとする。

(1) 地域文化・スポーツ振興奨励金交付申請書

(2) 実施内容のわかるもの（写真、掲載新聞、賞状等）

(交付決定)

第3条 協議会会長は、前条の規定による交付申請があった場合において、出場実績を確認の上、協議会役員会に諮り、地域の文化振興又はスポーツ振興に寄与したことを賞する奨励金の交付について決定する。

2 協議会会長は、奨励金を交付することが適当であると認めるときは、地域文化・スポーツ振興奨励金交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第4条 交付決定通知書を受けた交付申請者は、協議会会長に交付請求書を提出するものとする。